

① 受動喫煙防止対策における健康増進法上の権限

- 都道府県知事と保健所設置市長(特別区にあつては区長)に権限を付与
 - ① 規定に違反して喫煙をしている者に対する、喫煙の中止又は退出の命令(第25条の5)
 - ② 特定施設の管理権原者等に対する受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言(第25条の7)
 - ③ 特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令、立入検査等(第25条の8、9)

【第25条の5】(特定施設における喫煙の禁止等)

何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事(保健所設置市長含む。以下同じ。)は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

【第25条の7】(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

【第25条の8】(特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

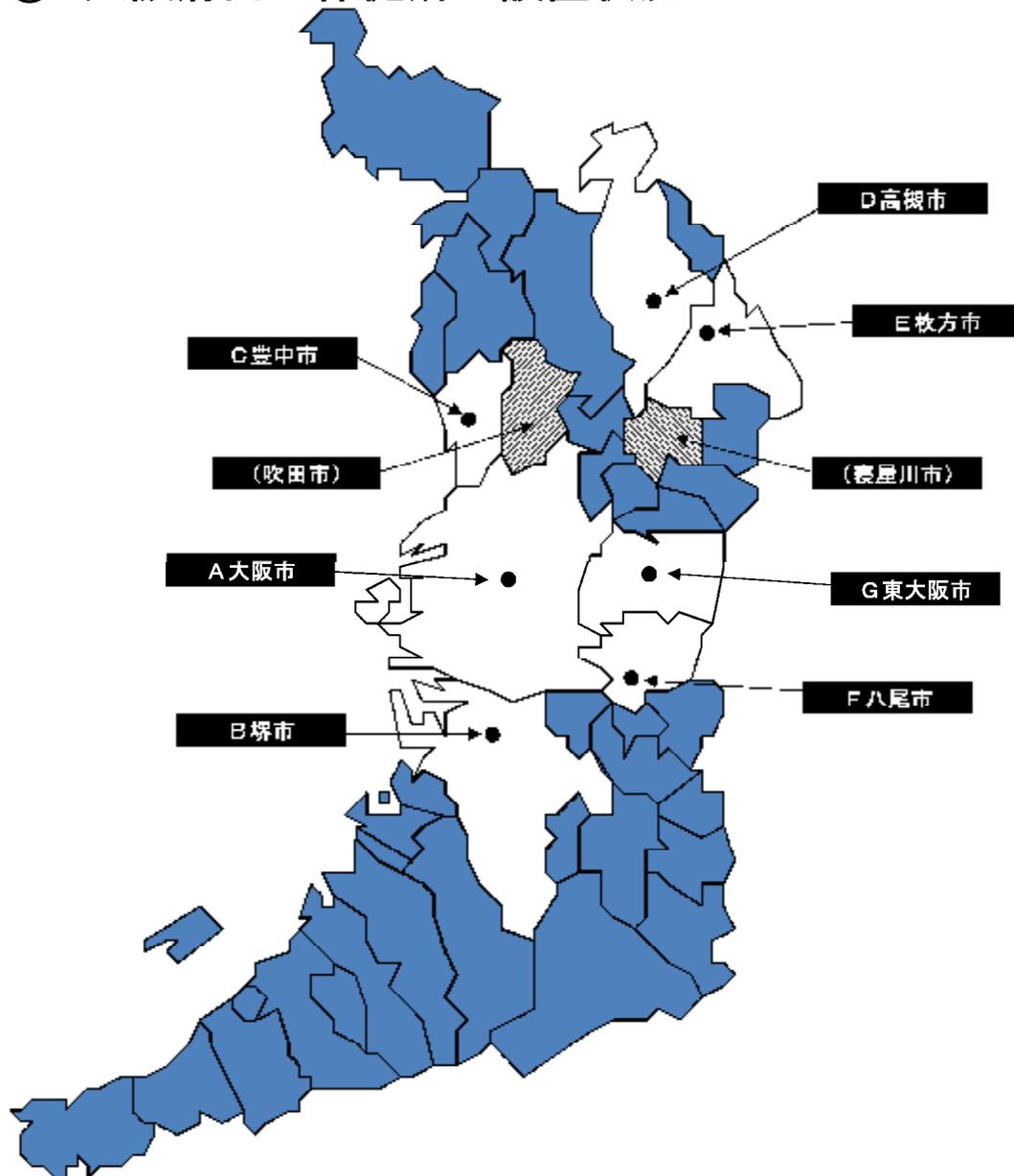
3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

【第25条の9】(立入検査等)

都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

条例の対象範囲

② 大阪府内の保健所の設置状況



《府内保健所区域ごとの飲食店数》

	飲食店数	%
◎ 大阪府	17,595	18.0
A 大阪市	58,932	60.2
B 堺市	5,727	5.9
C 豊中市	2,464	2.5
D 高槻市	1,744	1.8
E 枚方市	2,036	2.1
F 八尾市	1,731	1.8
G 東大阪市	4,043	4.1
☆ 寝屋川市	1,668	1.7
☆ 吹田市	1,903	1.9
計	97,843	

82.0%

※自販機、露店、自動車営業、コンビニ等除く

条例の対象範囲

③ 条例の対象範囲の検討におけるポイント

- 大阪府域全体を対象とするか、大阪府知事の所管地域を対象とするか
 - ・ 大阪府知事の所管地域(大阪府の保健所の所管)する府内の飲食店は、18%。
⇒ 大阪府の保健所の所管のみでなく、政令市や中核市も含めた取組みが不可欠
⇒ 大阪府域全体を対象とした規制について検討

- 府内全域で規制する手法については、今後、「大阪府保健所設置市連絡調整会議」において、具体的な検討を進めていく。
※ なお、各市町村が、さらに独自に上乗せ規制(例:路上喫煙防止等)を行う場合もある。

■府条例の対象範囲を府域全体とする場合

他の観点での 上乗せ 規制	路上喫煙防止条例など 各市町村長(各市条例)			
	知事(府条例)			
受動喫煙 防止条例	知事(府条例)			
健康増進 法	都道府県 知事	政令市 長	中核市 長	

■府条例の対象範囲に政令・中核市を含めない場合

他の観点での 上乗せ 規制	路上喫煙防止条例など 各市町村長(各市条例)			
	知事(府条例)		各市長(各市条例)	
受動喫煙 防止条例	知事(府条例)		各市長(各市条例)	
健康増進 法	都道府県 知事	政令市 長	中核市長	